

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：井手町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	236
自給的農家数	140
販売農家数	96
主業農家数	12
準主業農家数	17
副業的農家数	67

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	349
女性	174
40代以下	105

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	5
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	2
農業参入法人	2
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	118	61	11	50		179
経営耕地面積	51	28	10	18		79
遊休農地面積	3					3
農地台帳面積	140	121	91	30		262

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3年 6月 29日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	1
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	2	2	2

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	179ha	15.08ha	8.40%
課 題	町内の農業従事者の高齢化、後継者、若い担い手の不足。 ほ場整備が完了していない農地(特に井手地区)は集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1.5ha (うち新規集積面積 0.3ha) 目標設定の考え方:過去の平均実績を参考に算定
活動計画	地域の農業者の課題を把握して担い手への集積が進むよう、年間を通して農業委員や推進委員をはじめJA等の関係機関と地域のニーズを共有して、連携を密にして対応していきたい。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	ha	ha	ha
課 題	現状新規就農となる担い手は明確でない。 初期投資費用の工面や、特に農地、作業場所など新規就農者が必要とする情報について、今後貸し出すことが想定される農地の目途、地元農業者とのつなぎといった情報提供に係る体制について、積極的に構築する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.3ha
活動計画	京都府、JA京都やましろ等と連携し、年間を通して新規参入者が入りやすい体制を整える。 また、新規就農者に貸し出しができる農地を明確にし、新規就農者が下限面積分の賃借が行える見通しを行えるよう体制と整え、必要に応じて新規就農者に対する下限面積の考えを農業委員会内で検討していきたい。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 179ha	遊休農地面積(B) 3.2ha	割合(B/A×100) 1.79%
課 題	農業者の高齢化、後継者不足及び他市町村居住による耕作放棄地の増加による再発生が目立つ状況である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 0.5ha 目標設定の考え方: 遊休農地面積の約1/4を担い手への集積を中心とした解消を図る。				
	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 14人	調査実施時期 7月～10月	調査結果取りまとめ時期 11月～1月		
	農地の利用意向調査	調査方法 農業委員、推進委員による日常的な調査 農地パトロールによる目視調査 地域の農業実行組合との現地確認の実施				
	その他					

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 179ha	違反転用面積(B) 0ha
課 題	農地パトロール等に周知に努めても違反転用が発生することがある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	現況確認や農地パトロールに合わせて違反転用のパトロールを行う。 事案が発生した場合は、早期解決を図るため京都府と連携し対応する。
------	---------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入